



2024年6月26日

各 位

株式会社インホールディングス
代表取締役社長 大谷 喜一
(コード9627:東証プライム 札証)
問い合わせ先
役職・氏名 代表取締役専務
水島 利英
TEL 03-5333-1812

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年6月4日付け「株主提案に関する書面受領のお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年7月30日開催予定の当社第55回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の目的事項に関し、当社株主より株主提案権を行使する旨の書面(以下「本株主提案」といいます。)を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案に関する議題及び議案に対する当社取締役会の意見について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

第1 提案株主

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. 及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.

第2 本株主提案において提出された議題

議題1: 取締役2名解任の件

議題2: 取締役4名選任の件

議題3: 社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

議題4: 社外取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

第3 本株主提案の議案の要領及び提案の理由

別添「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別添「本株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を、形式調整のうえ、原文のまま掲載したものであります。

第4 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に関する議題及び議案の全てに反対いたします。

第5 本株主提案に対する反対理由

1. はじめに

2024年6月12日に開催した決算説明会にでもご紹介したとおり、当社グループは、2024年4月期において修正計画を達成し、対前期比においても連結売上高で111.5%、連結営業利益で127.7%を達成するなど、過去最高の実績を残すことができました。これもひとえにお客様、お取引先様、また株主及び従業員の皆様のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

当社グループでは、引き続き、調剤薬局を中心とするファーマシー事業及び高付加価値で特徴的な店舗展開を中心とするリテール事業を礎に、「この街にアインがあって良かった」と感じていただける企業を目指し、あらゆるステークホルダーにとって、名実ともに「いちばん」のグループを目指してまいります。

2025年4月期においては、引き続き積極的な出店を計画（1,312店舗→1,384店舗）し、M&Aを含めた投資を通じて、将来の着実な成長に向けて邁進してまいります。引き続き、ご支援のほど賜りますよう、お願い申し上げます。

このような着実な成長と発展の過程にある当社に対して、提案株主は、当社の社外取締役の解任と、当社の社外取締役候補者の推薦を中核とする議題及び議案を提案しています。

しかしながら、このように当社の取締役会は着実な実績を残しており、また、その時々が生じる諸問題に対しても、適切に対応して参りました。当社取締役会がベストと考える役員陣で、引き続き当社の経営に邁進させていただきたく、当社取締役会は、株主提案議案にいずれも反対いたします。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会を信任いただき、会社提案議案に賛成いただくとともに、株主提案議案には反対をいただきますよう、お願い申し上げます。

2. 各議題・議案に対する取締役会意見の要旨

- (1) 提案株主は、議題1として、当社の独立社外取締役である伊藤順朗氏（以下「伊藤取締役」といいます。）及び山添茂氏（以下「山添取締役」といいます。）は「独立性を欠」いており、両名が当社の独立社外取締役を務めることは「当社にとって有害」であるため、「即刻解任」すべきと主張しています。

しかしながら、以下で述べるとおり、伊藤取締役及び山添取締役は独立性を有しており、また、両取締役はそれぞれの知見を活かして当社の企業価値向上と株主共同の利益確保に確実に貢献しているのであって、両取締役を「即刻解任」すべき理由などありません。

とりわけ、提案株主は、「長きに亘って実質的な独立性を欠く者が「独立」社外取締役を務めてきた中で今般のような不祥事が起きたことを踏まえると、業務資本提携先（※原文ママ）の出身者以外の者の中から、当社と特別の利害関係がなく、かつ関連領域の高い専門性と経験を有しており、当社の企業価値向上に貢献する者を当社の社外取締役に選任する必要性が特に高まっている」と述べていますが、2020年11月にKKR札幌医療センターが行った敷地内薬局整備運営事業者の企画競争による公募型プロポーザル方式の案件に関し、当社グループの役員（なお、現時点では退任しております。）が公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕され、第1審判決において有罪判決を受けた件（以下「本件事案」といいます。）は、「業務資本提携先（※原文ママ）の出身者」が社外取締役を務めていることや社外取締役の独立性を原因として生じたものではありません。また、全社外取締役のうち、伊藤取締役及び山添取締役のみを解任することを求めている理由についても、全く明らかでないところではあります。

本件事案のようなコンプライアンス事案が発生したことは、当社にとって痛恨の極みであり、重ねて深くお詫びを申し上げますと共に、二度と同様の事態を引き起こさないために当社グループ

が行うべきことを検証・実行し、不断の見直しを続けていく所存です。そのために、別紙1「各議題・議案に対する意見（詳細）」の「二. 1.」及び「二. 2.」記載のとおり、当社として第三者による調査を実施するとともに、再発防止のための徹底した取り組みを行っておりますが、こうした対応を取締役会として意思決定し、監督していく観点でも、両取締役は適切に役割を果たしてきました。

以上の理由から、当社取締役会は、伊藤取締役及び山添取締役の解任議案（議題1）に反対いたします。

なお、別紙1「各議題・議案に対する意見（詳細）」の「一. 1.」で述べるとおり、伊藤取締役及び山添取締役は、本株主総会の終結のときをもって任期満了により退任予定であるため、両取締役を本株主総会において解任する実質的な意義も認められません。

- (2) 提案株主は、議題2として、本件事案に対する外部弁護士で構成される調査チーム（以下「社外調査チーム」といいます。）による調査（以下「本件調査」といいます。）の客観性、中立性、専門性に疑義を示しつつ、当社と特別の利害関係がなく、かつ関連領域の高い専門性と経験を有し、当社の企業価値向上に貢献する者を社外取締役に選任する必要性が高いとして、4名の候補者（以下「提案株主側候補者」といいます。）を当社の社外取締役とすることを提案しています。

しかしながら、本件調査は、当社グループの役職員を一切含まない社外の専門性、経験のある弁護士のみによって構成されたチームが、その調査範囲も自ら何らの制約も受けずに決定し、またその調査方法も限定せず、時間をかけて実施したものであり、その客観性、中立性、専門性には疑いを容れる余地がありません。また当社グループも当該調査に全面的に協力しており、その客観性、中立性、専門性を疑われるべき事情のないものです。提案株主が本件事案についてあたかも問題のある調査が行われたかのような評価を示すことは、一方的かつ誤導的な評価を示す意図の現れにほかなりません。

このように、提案株主がそもそもの前提に掲げる事実や評価が誤りであることに加えて、当社の指名・報酬等諮問委員会が提案株主側候補者4名全員との直接のインタビューも行った上で検討したところ、提案株主側候補者4名は、それぞれ、その知見を高く評価されるべき人材ではあったものの、すべての候補者において上場会社の社外取締役の経験がなく、かつ当社や当社の属する業界についての知見には乏しい中で、当社の社外取締役として活動いただくための前提には不足があると評価せざるを得ないことや、当該取締役候補者が当社社外取締役となった場合には当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じることとなることなどを踏まえて、当社取締役会では、当社取締役会が本株主総会に付議する社外取締役候補者こそが最善の候補者であると判断しました。また、当社では、本件事案を踏まえて、本株主総会において監査役会の体制整備もお諮りしています。

以上の理由から、当社取締役会は、提案株主側候補者4名の社外取締役の選任議案（議題2）に反対いたします。

- (3) 提案株主は、議題3及び4として、社外取締役の個人別報酬額を株主総会で定めること、また、社外取締役に対する株式報酬を支給するための手当をすることを提案しています。しかし、当社では、株主総会の決議に基づき取締役会及び指名・報酬等諮問委員会での議論を経て、役位別の月額報酬の金額範囲、賞与に関する業績等の評価の内容、役位別の非金銭報酬額に関する原案を策定し、委任を受けた代表取締役社長が具体的な支給額を決定することとしており、そのような検討の結果、社外取締役に対して株式報酬を支給することとはしておりません。

経済産業省が公表したガイドラインでも触れられているとおり、当社でも、社外取締役の負担や責務は様々であり、それらに応じて適切な水準の報酬が設定されることが重要であると考えており、一律に株主総会において具体的な支給額を決定することは妥当でないと考えます。また、

社外取締役に対する株式報酬の設定の是非をめぐっては世界的にも多くの議論があるところと承知しており、当社においても、現段階においては、それを支給することが妥当であるとは考えておりません。

以上の理由から、当社取締役会は、社外取締役の個人別の固定報酬額を株主総会で決定する旨の議案（議題3）、及び、社外取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定をする旨の議案（議題4）について、いずれも反対いたします。

以上の反対理由につきましては、別紙1「各議題・議案に対する意見（詳細）」に詳細な説明をしておりますので、そちらも是非ご覧下さい。

当社グループ一同、あらゆるステークホルダーのご期待に応えていくよう、全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社取締役会を信任いただき、当社の健全で持続的な企業価値の向上にご期待いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

一. 議題1「取締役2名解任の件」に対する意見

1. 両取締役の活動状況及び当社の企業価値向上・株主共同の利益確保への貢献について

(1) 伊藤取締役の活動状況及び当社の企業価値向上・株主共同の利益確保への貢献

伊藤取締役は、グローバルに展開する我が国有数の大手小売事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「セブン&アイ・ホールディングス」といいます。）の代表取締役・最高サステナビリティ責任者として、長年に亘り同社の経営をリードし、豊富な経営経験を有しています。とりわけ、ESGに関する幅広い知見を有しているほか、リスクマネジメント、会計・ファイナンス、ソーシャルマーケティング等についても幅広い知見を有しており、実際にも、例えば当社グループの各店舗運営上の合理化策などについて、実質的に経営に対する助言と監督を行っており、当社の企業価値向上に多大なる貢献を果たしています。

加えて、伊藤取締役は当社取締役会においても積極的な意見表明を通じ、当社取締役会の業務執行に対する監督・牽制機能にも十分に寄与しています。これまで伊藤取締役は、当社取締役として、資本業務提携先であるセブン&アイ・ホールディングスの利益を優先する行動など一切採っておらず、一般株主の利益に十分に配慮した活動を行っています。

なお、伊藤取締役は、本株主総会終結のときをもって当社取締役を任期満了により退任予定です。

(2) 山添取締役の活動状況及び当社の企業価値向上・株主共同の利益確保への貢献

山添取締役は、長年に亘り大手商社の経営に携わり、グローバルな経済活動に対する幅広い知見を有しており、とりわけ、当社の経営戦略面や財務・金融面に対する実効的な助言と監督を行っており、当社の企業価値向上に多大なる貢献を果たしています。また、当社取締役会においても執行に対する意見を忌憚なく述べるなど、業務執行に対する監督・牽制機能も十分に果たしてまいりました。

なお、山添取締役は、本株主総会終結のときをもって当社取締役を任期満了により退任予定です。

2. 両取締役の独立性について

当社では、独立社外取締役候補者の選任に当たっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、その独立性の評価にあたっては、これを客観的に判断するため、独自に「[社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準](#)」（以下「当社独立性基準」といいます。）及び「[株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準](#)」（以下「当社軽微基準」といいます。）を定めております。

当社独立性基準及び当社軽微基準は、「独立役員確保に係る実務上の留意事項（2024年1月改定版）」に記載の独立性基準（以下「東証基準」といいます。）をより具体化したものであり、当社取締役会としては、これらの基準に基づき社外取締役の独立性を評価することには合理性と客観性が十分に認められると判断しています。

伊藤取締役及び山添取締役は東証基準並びに当社独立性基準及び当社軽微基準のいずれにも抵触しておらず、当社は両取締役を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。実際にも、1. で述べたとおり、両取締役は当社の業務執行に対する監督・牽制機能を十分に果たし

ており、経営から独立した立場に基づき活動しております。

3. 提案株主が主張する解任理由の不当性

提案株主は、両取締役の解任を求める理由の中で、本件事案の発生を挙げています。しかしながら、伊藤取締役と山添取締役はそれぞれの知見・スキルに応じて適切に職責を全うしており、あたかも両取締役の独立性が本件事案の原因となったかのような主張は適切ではありません。一方的に当社社外取締役の独立性に疑義があるとした上で、独立性の問題を本件事案の発生と結びつける提案株主の論理には飛躍があり、これらは両取締役を解任する理由にはなりません。

4. 結論

以上のとおり、当社としては、伊藤取締役及び山添取締役はいずれも社外取締役としての独立性を備えるとともに、その経歴やスキルに基づき十分かつ客観的な立場から業務執行に対する監督・牽制機能を発揮しており、また、両取締役は本株主総会の終結のときをもって任期満了により退任する予定であるため、解任する実質的な意義も認められません。

したがって、当社取締役会は、両取締役をそれぞれ解任する議題1に反対いたします。

二. 議題2「取締役4名選任の件」に対する意見

提案株主は、本件事案に対する社外調査チームによる本件調査について「真に客観性・中立性・専門性の確保された調査がなされた保証はない」とした上で、当社の「コーポレート・ガバナンス体制の抜本的な改善が喫緊の課題である」とし、「業務資本提携先（※原文ママ）の出身者以外の者の中から、当社と特別の利害関係がなく、かつ関連領域の高い専門性と経験を有しており、当社の企業価値向上に貢献する者」を社外取締役に選任する必要性が特に高まっていると主張しています。

しかしながら、そもそも当社が社外調査チームに要請した本件調査は、①調査主体に当社グループの役職員を一切含まず、②これまで当社グループとの間で顧問契約等の利害関係を一切有さず、かつ元最高検察庁検事等を歴任した高い専門性と職務規律を有する弁護士を筆頭主査として、複数の調査委員会の経験を豊富に有する弁護士を交えて組成された職業専門家により構成されたチームによって行われたものであり、③調査対象範囲を当社側で一切限定・制約することなく、社外調査チーム自らが必要と認めた事項の調査を、④デジタル・フォレンジック調査等を含めて、手段の限定を伴わずに約7ヶ月間にわたり綿密に実施いただいたものであって、客観性・中立性・専門性が確保されたものであることは言を俟ちません。当社では、調査を実施するにあたっては後述1. で述べるとおりその実質が重要なのであり、その呼称が「第三者委員会」であるのか「社外調査チーム」であるのかは積極的意義を有しないと考えています。

本件事案については刑事手続が進行中であり、当該手続における捜査や公判の進行に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、以上のとおり、本件調査は適正かつ厳格に行われたものと認識しております。実際にも、社外調査チームからは、当社グループによる調査への協力不足等の指摘は受けておらず、また、当然のことながら、本件事案に係る調査報告書（以下「本件調査報告書」といいます。）の内容の作成に当社グループの役職員は関与しておりません。

その上で、以下で述べるとおり、当社の社外取締役としては当社取締役会が本株主総会に付議する候補者が最善であり、かつもっとも「当社の企業価値向上に貢献する」ことが期待できると考えております。

当社取締役会としては、後述3. のとおり指名・報酬等諮問委員会において取締役の候補者案について

審議し、取締役会において同委員会からの答申も踏まえて討議した結果、会社提案に係る取締役候補者は、当社取締役会に新たな知見をもたらし、より一層の業績の向上、並びにコンプライアンス推進体制及びガバナンス体制の強化に向けた各種施策に寄与することが可能な候補者であり、また、本件事案も踏まえた「法務・コンプライアンス」を含む多様かつ十分なスキルを有するものであると考えています。各候補者は、それぞれの専門分野において確固たる実績を積み上げてこられただけでなく、他の上場会社における社外役員としての経験や、貴重な国際経験を有するなど、その資質も必要かつ十分です。

このように、当社取締役会が提案する取締役候補者から構成される取締役会は、当社の取締役会として求められるスキル・経験を備え、スキルマトリックスの観点からもバランスが確保されているだけでなく、十分な独立性を備え、実質的かつ活発な議論を行うために適正な人数規模であるとも判断しております。

他方、提案株主側候補者4名は、それぞれ、その知見を高く評価されるべき人材でありましたが、後に詳述するとおり、当該取締役候補者が当社社外取締役となった場合には当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じる結果となること、また、提案株主側候補者が社外取締役に選任された場合、当社取締役会が考える適正な取締役会の規模を逸脱することなどに加えて、すべての候補者において上場会社の社外取締役の経験がなく、かつ当社や当社の属する業界についての知見には乏しい中で、当社の社外取締役として活動いただくための前提には不足があると評価せざるを得ないこと、「当社の」社外取締役に就任することについての強い意欲が見受けられなかったことを含めた各候補者の個別の事情も勘案すると、当社の社外取締役として選任されることは、当社にとって望ましいこととはいえないと判断いたしました。

したがって、当社取締役会は、**議題2の提案株主側候補者4名の選任に反対**いたします。

以下では、提案株主の議題2の提案理由について、補足いたします。

1. 本件事案の発生とその調査について

- (1) 2024年5月10日付「[再発防止策の提言に関する特設サイトの開設ならびに役員報酬の自主返納について](#)」のプレスリリース及び同日付当社ウェブサイト「[外部専門家で構成された社外調査チームによる調査報告書と再発防止策の提言を踏まえての取り組み](#)」において公表したとおり、本件事案が発生いたしました。

まずは、関係各位に対し、あらためて、本件事案の発生について当社取締役会として心よりお詫びを申し上げます。

- (2) 当社では、2023年8月31日における当該役員の逮捕を受けて、即日、外部調査の検討を開始し、同年10月5日に、上述のとおり当社と利害関係を一切有さず高い専門性と職業規律を有する5名の外部弁護士で構成される社外調査チームを立ち上げ、類似事案の存否を含め事実関係の調査、原因の究明、再発防止策の策定のために取り組んでおり、2024年5月9日、社外調査チームより、本件調査報告書を受領いたしました。
- (3) 本件調査報告書においては、本件事案が発生した原因として、経営陣・管理職の敷地内薬局事業における出店のための営業活動に関するリスクについての問題意識の不足（“意識に関する原因”）や、敷地内薬局事業における出店のための営業活動に関するリスクについての内部統制、リスクマネジメント体制の機能不全（“仕組み”に関する原因）が指摘されております。他方で、当社グループの内部統制・内部監査機能は、各店舗における業務に関するリスク管理、効率性、法令遵守等とその監査に集中的に振り向けられていたことが本件調査報告書でも指摘されており、当社グループにおけるグループ内部統制システムについて、その構築及び運用状況の監督が全般的に機能不全に陥っていた旨の指摘はされておられません。むしろ、本件調査報告書においても、たとえば、贈収賄・腐敗防止の取り組みにつ

いては、国公立病院等の医師等、公務員等と接することの少なくない当社グループの事業との関係で、その遵守の重要さが意識され、そのための自制がよく徹底されていたと認定されています。

- (4) なお、提案株主は、本件事案に関する社外調査チームによる調査について、「半年以上に亘りその事実を公表しなかった」こと、社外調査チームは「第三者委員会ではなく、客観性・中立性・専門性が確保された調査ではない」こと等を理由に、「社外取締役によるガバナンスが不十分であった」旨等を主張しています。しかしながら、以下の事実を照らせば、これらの主張はいずれも外形的・抽象的に論点を設定するために用いられているものであって、明らかに誤導的です。

- 当社が本件事案に関する情報開示を控えていた理由は、当社の実施する調査及びその報告の内容が個人の刑事事件の裁判に影響することを懸念し、顧問弁護士の助言にも従ったものです。現に当社では、当該刑事事件の第一審判決が出た2024年4月18日と同日に、本件事案の経緯、本件事案について当社として社外調査チームを設置し、類似事案の存否を含め事実関係の調査、原因の究明、再発防止策の策定について取組み中であること及び今後の方針等について開示しております。その上で、当社は、社外調査チームから本件調査報告書を受領した同年5月9日、これを開示するとともに、同年5月10日に再発防止策の提言を踏まえての取り組み等について開示いたしました。このように、当社は、誤った情報や不正確な情報を公表することがないように細心の注意を払いつつ、法令等に従い公表すべき事象が発生するごとに開示を実施してまいりました。
- 社外調査チームによる調査については、日本弁護士連合会の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン（以下「第三者委員会ガイドライン」といいます。）」に準拠する場合には、その設置にあたり、調査結果を開示する時期等の開示が求められるところ、本件においては、当社の調査報告書の内容が個人の刑事事件裁判に影響を与える可能性に配慮して、その時期を明確にすることができなかったことから、第三者委員会ガイドラインに準拠しているという「形式」を採用しなかったに過ぎず、その他の点においては、第三者委員会ガイドラインにむしろ準拠した調査チームであり、本件調査及び本件調査報告書の内容は十分に客観性・中立性・専門性が担保されています。

2. 本件事案に対する当社の考え方

- (1) 当社グループでは、人々の健康や美に貢献する事業を通じ、グループ・ステートメントでもある「お客様の元気と笑顔」を実現するため、ファーマシー事業（調剤薬局の経営及び調剤薬局開設に係るコンサルティング等に関する事業）やリテール事業（コスメ&ドラッグストアの経営等に関する事業）を主として展開しております。当社グループとしては、これらの事業のいずれもが人々の健康を担う事業であるという性質上、コンプライアンスを最重視した健全かつ透明性の高い事業活動を継続することが不可欠と認識しており、事業経営から独立した社長直轄の内部監査室が、実地監査も行って関係法令及び社内諸規則・ルールの遵守を徹底すべく活発に活動しているほか、企業倫理及び法令遵守体制を、経営陣はもとより全社員に広く浸透・定着させるための全取締役及び監査役等により組織されたコンプライアンス委員会や、CSR・ESG活動の更なる強化を図っていくためのサステナビリティ委員会（委員長：代表取締役社長）などを設置し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりました。

(2) そのような中で本件事案のようなコンプライアンス事案が発生したことは、当社にとって痛恨の極みであり、重ねて深くお詫びを申し上げると共に、二度と同様の事態を引き起こさないためにこれから当社グループが行っていくべきことを検証・実行し、不断の見直しを続けていく所存です。具体的には、社外調査チームの調査結果や再発防止策の提言を踏まえ、2024年5月10日に再発防止策を策定し、これを着実に実行していく旨を開示致しました。再発防止策として、本プレスリリース開示日までの間にも、大要以下の各施策を実施しております（その他再発防止策の詳細は、当社ウェブサイト「[外部専門家で構成された社外調査チームによる調査報告書と再発防止策の提言を踏まえての取り組み](#)」をご覧ください。）。

- 代表取締役社長である大谷喜一の指示の下、敷地内薬局事業にかかわる役職員に対して、同様の事象を二度と発生させないよう厳に具体的な業務改善を実施（公募型プロポーザル方式の提案を行うに際してのフロー見直しや禁止事項の設定）
- コンプライアンス推進体制の確立、浸透、定着を目的とするコンプライアンス委員会の役割と責任をより適切に果たしていくために必要な規程の改訂や監査体制の整備（特に、内部監査部門から監査役会等に対する直接のレポーティングラインの設定等）
- リスクマネジメント強化を目的として必要となるリスク管理規程の整備
- 営業担当者向けの実務マニュアル（営業活動における公的な医療機関等への対応について記載したポケットマニュアル）の作成・配布
- 当社グループの役職員に対する営業活動における法的留意点を含む社内勉強会の実施

(3) 当社取締役会では、本件事案のような事態が発生した場合にそれを速やかに把握・評価し、再発防止策を策定して実行・検証していくことこそがコンプライアンスの問題とコーポレート・ガバナンスの問題が交錯する場面に求められる対応であると認識しており、当社といたしましては、株主の皆様のみならずお客様、お取引先様、従業員の皆様等のすべてのステークホルダーに対して、公平で透明性の高い情報開示を通じて当社グループの状況をご認識いただきながら、当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していることをお示ししていくべき場面であると考えています。

既にこのような観点から、当社取締役会では、専門家の助言を受けつつ速やかなコンプライアンス推進体制のより一層の強化に着手しているほか、更に実効的なガバナンス体制の構築に向けて、本件事案の原因分析を進めるなどの施策を実行中ではありますが、より良いガバナンスを模索するプロセスにゴールはなく、不断の検討と改善を継続していく必要があることを改めて認識し、今後も、引き続き体制強化に取り組んでいく所存です。その一環として、弁護士資格を保有し、他社の社外取締役としてリスク案件レビューチームの経験等の法務・コンプライアンスに関する知見・経験を有する佐野綾子氏を含む社外監査役候補者の選任議案を会社提案として本株主総会に上程する旨を決定しており（詳細は、2024年6月26日付「取締役及び監査役候補者の選任に関するお知らせ」をご参照下さい。）、本株主総会終結のときをもって任期が満了する社外監査役を一新し、コンプライアンス事案である本件事案の再発防止策の実施等に対する監査役監査の拡充も実施することを予定しております。

(4) なお、提案株主は、本件事案により既に事業上の重大な悪影響が出ている旨の主張もしておりますが、これは事実誤認又は憶測であり、本プレスリリース開示日現在、当社事業に実質的な悪影響は生じていませんので、ご留意ください。事実として、本件事案を経て、官公庁や自治体等によって指名停止措置が行われ、2023年12月1日時点で55件の指名停止

措置を受け、一定期間その主体からの公募に参加ができなくなったという事態は発生したものの、本プレスリリース開示日までには54件の指名停止措置が終了しており、かつ、この間に入札案件はなかったため、事業への実質的な影響はありませんでした。また、当社グループをご利用いただいているお客様やお取引先様についても、本件事案の報道以降も、特段の変化は生じておりません。引き続きご愛顧いただいているお客様・お取引先様に報いていくことができるように、当社グループ一同邁進する所存です。

3. 当社の企業価値向上の観点からは、当社が提案する取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善であることについて

- (1) 当社取締役会は、本件事案等を踏まえ、コンプライアンス推進体制及びガバナンス体制のより一層の強化、ひいては当社の企業価値向上のために、指名・報酬等諮問委員会において取締役の候補者案について審議した上で、取締役会において同委員会からの答申も踏まえて討議いたしました。

その結果、本株主総会においては、当社取締役会に新たな知見をもたらし、より一層の業績向上、並びにコンプライアンス推進体制及びガバナンス体制の強化に向けた各種施策に寄与することが可能な候補者として、別紙2「会社提案に係る取締役候補者の概要」記載の取締役候補者の選任に係る議案（以下「会社提案」といいます。）を上程する旨を決定いたしました。

なお、会社提案に係る取締役候補者が本株主総会において原案どおり承認可決された場合、当社取締役会が有するスキルマトリックスは、別紙2「会社提案に係る取締役候補者の概要」記載のとおりとなります。

- (2) 当社取締役会が本株主総会における取締役候補者を選定するにあたっての検討の方針及び過程は、以下のとおりです。

- 経営陣幹部・取締役候補について、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、並びに各個人として人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選解任・指名を判断します。また、取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めます。
- 独立社外取締役の候補者選定にあたっては、上述「一. 1.」及び「一. 2.」のとおり独立性があり当社の企業価値向上に貢献が具体的に期待できる候補者を選定しているところ、本株主総会に上程する会社提案に係る取締役候補者についても、上述の方針に則り、指名・報酬等諮問委員会における審議を経て、2023年9月から2024年6月までの約10ヶ月に亘り、取締役候補者へのインタビュー等の必要な調査も行った上で当社の取締役会の構成及び必要人材について検討を重ねる等、当社の企業価値向上と株主共同の利益確保の観点から慎重な決定プロセスを経ました。
- 当社の指名・報酬等諮問委員会は、取締役選解任に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、代表取締役社長である大谷喜一を委員長とし、独立社外取締役である遠藤典子氏及び山添取締役を委員とする諮問委員会として設置されたものであり、同委員会は、過半数を独立社外取締役とすることで、独立性を確保し、的確な助言・提言をする体制を確保しております。
- 当社提案議案を検討する過程においては、各提案株主側候補者とも指名・報酬等諮問委員会が面談を実施し、その知見や当社及び当社事業・業界に対する理解、提案株

主との関係性や当社取締役を選任された場合の考え方等について直接インタビューを行い、それぞれの候補者に対する評価を検討しました。

- (3) 以上の基本的な方針及び過程並びに指名・報酬等諮問委員会の答申内容を踏まえ、当社取締役会において慎重に討議した結果、当社取締役会としては別紙2「会社提案に係る取締役候補者の概要」記載の各候補者が当社の取締役候補者として最善であると判断いたしました。
- 会社提案に係る取締役候補者により構成される取締役会においても、取締役総数11名のうち5名が独立性を有する社外取締役であり（独立社外取締役比率は36%から45%に上昇）、従前に比し更に監督機能が強化され、取締役会における充実した議論を行うためには適切な規模と十分な監督機能を有しています。また、11名中4名が女性取締役となり、その場合、取締役会における女性取締役比率が36%と、2023年7月末時点の東京証券取引所プライム市場上場会社の平均値（約13.6%）を大きく上回るだけでなく、監査役を含めた役員（計14名）に対する割合では女性役員比率が43%となり、多くの女性が活躍する当社の役員としてより相応しい陣容に近づくことができます。
 - 会社提案に係る取締役候補者で構成される取締役会においても、引き続き、上場企業における経営経験、財務・金融、組織におけるガバナンスや人材育成に関する幅広い知見、ファーマシー事業やリテール事業に関する豊富なスキル・経験が確保されており、別紙2「会社提案に係る取締役候補者の概要」記載の会社提案に係る取締役候補者の選任理由に記載のとおり、当社の中長期的な企業価値向上に向けた監督機能を発揮するために必要かつ十分なスキル・経験を備える構成です。
 - 更に、当社の経営体制強化のために高い優先度をもって求められる能力として、①本件事案等を踏まえた法務・コンプライアンスのより一層の強化、②ファーマシー事業やリテール事業を中核事業とする当社の中長期的な企業価値向上に向けて重要な意義を有するM&Aを含む投資意思決定等の財務戦略のスキル強化、③商品構成や売り場づくり等を他店と異なる唯一無二のスタイルにすることで事業拡大している「アイズ&トルペ」を軸に、堅調に成長しているリテール事業の更なる成長・拡大に向けた出店戦略や売り場づくりにおいて実質的な助言や監督をするスキル強化が挙げられます。会社提案議案では、①裁判官として長年の経験を有し、企業法務、労働問題にかかわる事案を含む多くの民事事件の解決にあたってきただけでなく、司法行政の経験を通じてコンプライアンス・ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営にも関わってきた実績を有する綿引万里子氏（以下「綿引氏」といいます。）、②M&A アドバイザリー業務を統括した経験を経て、現在は大学院においてM&Aと企業価値評価等について教鞭をとっており、資本市場における企業価値評価に造詣があり、加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験から、小売等の企業経営に関する深い知見を有する服部暢達氏（以下「服部氏」といいます。）、③大手小売業の取締役としての豊富な経営経験や当社のリテール事業に関連する知見を有するとともに、会計管理及び法務・コンプライアンス、リスク管理等にも幅広い知見・経験を有する木村成樹氏（以下「木村氏」といいます。）の3名を、新任の独立社外取締役候補者としています。
 - 当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、ファーマシー事業及びリテール事業のそれぞれにおいて、オーガニック出店及びM&Aの活用による規模拡大、そして専門性の向上や品ぞろえの拡充等の薬局・店舗運営戦略の推進を図るとともに、人的

資本戦略、DXや資本財務戦略の推進、そしてサステナビリティ経営等を通じた経営基盤の強化を図ってまいります。その上で、当社は、株主の利益を意識し、中期目標として、ROE13%、長期目標としてROE15%を掲げており、これらの目標の達成のためには、事業の効率化による利益改善、規模拡大による販管費率低減等の施策や、自己株取得を含めた更なる株主還元と資本効率の追求及び戦略投資を通じた事業成長を果たすことが必要と考えております。当社取締役会としては、会社提案に係る取締役候補者で構成される取締役会は、これらの施策の実現のために必要となるスキル・経験を十分に有しており、当社が健全で持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上の観点から最善の構成であると考えています。

(4) 他方において、提案株主側候補者が当社の社外取締役に選任されることについては、大要以下のような懸念が存在します。

- 提案株主側候補者は、すべての候補者において上場会社の社外取締役の経験がなく、かつ当社グループの主要事業であるファーマシー事業だけでなく、当社のリテール事業の特徴についても、積極的な認識に乏しいと言わざるを得ません。

当社取締役会は、必ずしも、新任の社外取締役候補者について他の上場会社における役員経験や当社・当業界への知見を必要条件と考えるものではありませんが、全国に店舗展開する調剤薬局事業で業界トップの規模を有し、また、商品構成や売り場づくり等について他の小売店と異なる点に特徴を有する「アインズ&トルペ」事業が急速に拡大しており、これからの注力分野の一つに位置づけている当社の現状を踏まえれば、これらの経験や知見を有しない候補者については、これらがなくてもなお、1年の任期の間に実質的かつ十分な活動ができると考えられる理由や根拠が明確かつ具体的に備わっているべきであると考えます。しかしながら、各候補者には、このような理由や根拠を見出すまでには至らず、当社の社外取締役として活動いただくための前提に不足があると評価せざるを得ませんでした。

また、提案株主側候補者が当社社外取締役となった場合には、当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者との間で重複が生じる結果となること、そして、提案株主側候補者が当社の社外取締役となった場合、当社取締役会が提案する候補者のみが社外取締役となった場合のスキルマトリックスに比べてバランスを欠き、かつ当社取締役会が考える適正な取締役会の規模を逸脱することが懸念されます。

- 実際に、当社指名・報酬等諮問委員会が本株主提案に係る各候補者と面談した結果、以下のとおり、各提案株主側候補者は、当社の企業価値の向上のためにその能力を発揮頂ける人材であるとの確証は得られませんでした。

① 吉武一候補

吉武一候補は、コンプライアンス・内部監査の専門性を有するとされており、実際、面談における説明内容もその専門性を窺わせるものであり高く敬意を表するものですが、当社取締役会としては、内部監査に関するコンサルティング等、専門的な観点から当該分野に絞って助言等をいただくような役割については別段、経営を含めた幅広い助言も期待される社外取締役に最適な候補者であるとは評価できませんでした。既に当社では、上述1. 及び2. のとおり、本件事案を踏まえたコンプライアンス推進体制の強化や更に実効的なガバナンス体制の構築に向けた各施策を遂行中であり、上述(3)のとおり、会社提案に係る取締役候補者の中には綿引氏や木村氏をはじめ、当社のコンプライアンス・内部監査の強化の観点からも最適な候補者が存します。これに加えて、吉武一候補が当社社外取締

役となった場合には、当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じる結果となります。

② 前田正吾候補

提案株主によれば、前田正吾候補は、金融全般に対する知見を有しているとのことでしたが、同候補者の経歴及びインタビューへの回答によれば、同候補者の経験は、金融業のうち資産運用業務に関するものが中心であり、M&A 等を含む金融全般に関する具体的な経験や知見が豊富である旨の具体的な説明はなされませんでした。

当社では、調剤薬局を中心とするファーマシー事業及び高付加価値で特徴的な店舗展開を中心とするリテール事業を中核事業とする当社の中長期的な企業価値向上に向けて重要な施策となる、M&A を含む投資意思決定等の具体的な財務戦略のスキル強化が喫緊の優先課題と考えており、M&A に関する確固たる実績を有し、当該スキルを明確に有する会社提案に係る取締役候補者として、服部氏を新たに選任することを提案しています。服部氏は、M&A 等の投資に関する知見はもとより、資本市場に対する十分な知見も有していると評価しており、かつ、上場会社における豊富な社外取締役としての経験も有するため、より当社の企業価値向上に寄与することができる候補者であると考えております。これに加えて、前田正吾候補が当社社外取締役となった場合には、当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じる結果となります。

③ アレクサンダー・ドミトレンコ候補

アレクサンダー・ドミトレンコ候補は法律の専門家であり、事業経験や企業の業務執行に直接に携わる立場にはないと考えられますが、コンプライアンスにかかわる法律の専門家として当社が（事業のグローバル展開のための）法律顧問等ではなく、社外取締役として迎え入れるのであれば、本件事案を念頭に、日本法に基づく知識・経験を有する人材を求めると考えます。そのために当社取締役会では、社外取締役候補者として綿引氏を提案しており、同氏に独立した立場から遺憾なく法務・コンプライアンスに関するスキルを活かしていただくことが、当社の取締役会として最適であると考えております。これに加えて、アレクサンダー・ドミトレンコ候補が当社社外取締役となった場合には、当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じる結果となります。

④ 新森健之候補

新森健之候補は、国内外での様々な形態でのコンシューマー事業における経験・知見を有することですが、同候補者が担当していたドラッグストア事業と、当社が営むファーマシー事業やリテール事業は、そのブランドイメージ、取り扱う商品構成、店舗の売り場づくり等の観点から事業戦略上の位置付けが全く異なる業態であり、事業に精通していることを背景に監督・牽制機能としての役割を十分に発揮する人材には、ドラッグストア事業における経験・知見と異なる経験・知見が求められます。また、同氏の経験・知見は、当社グループのように国内全域に店舗展開を行う事業に関するものでもありません。当社が営む事業に関する知見を有する候補者として、当社取締役会は木村氏を推薦しており、同候補者は、全国展開する大手小売業を営む上場会社の取締役としての経営の豊富な経験だけでなく、ユニークな商品構成や売り場づくりに特徴を有する当社リテール事業についての深い理解も有しており、より当社の企業価値向上に寄与するこ

とが可能な候補者であると考えられます。これに加えて、新森健之候補が当社社外取締役となった場合には、当社取締役会が必要と考える知見・経験を有する取締役候補者に重複が生じる結果となります。

4. 結論

以上の基本的な方針及び過程を踏まえ、当社取締役会において各候補者について慎重に討議した結果、当社取締役会としては、当社が健全で持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上を果たしていくためには、別紙2「会社提案に係る取締役候補者の概要」記載の会社提案に係る取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善であると判断いたしました。

したがって、当社取締役会は、上述の4名を候補者とする取締役選任議案（議題2）に反対いたします。

三. 議題3「社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件」に対する意見

1. 反対の理由

- (1) 当社では、指名・報酬等諮問委員会及び取締役会の議論を経て、当社取締役の報酬を、①その役割と責任に応じた固定報酬である月額報酬、②報酬決定プロセスの透明性・客観性を高め業績インセンティブとなる業績連動報酬である賞与、及び、③株主の皆様と同じ目線で持続的な成長を意識づけることを目的とする非金銭報酬、の3種の組み合わせにより構成する体系を採用しています。もっとも、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督する役割・責務に適した報酬体系とすることとし、具体的には①月額報酬のみを支給することとしております。
- (2) そして、取締役の個人別の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬等諮問委員会です役員別の月額報酬の金額範囲、賞与に関する業績等の評価の内容、役員別の非金銭報酬額に関する原案を作成し、取締役会の決議を経て、その決定内容の範囲内で代表取締役社長が具体的内容について委任を受け決定しております。このように、社外取締役の個人別報酬額についても、独立性が確保されている指名・報酬等諮問委員会が関与の上決定されており、業務執行の決定機関である取締役会から独立性が確保されているプロセスで決定しております。
- (3) 他方で、本株主提案のように、社外取締役の個別報酬額をあらかじめ株主総会で決議することとした場合、外部環境や市場環境の変化等を踏まえた柔軟な報酬設計が困難となり、かえって、社外取締役に求められる役割や責任等に応じた柔軟性が阻害され、適切な報酬額が決定されず、当社に有用な人材の招来が困難となる可能性があると考えられます。例えば、経済産業省が2022年7月19日に公表した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」においても、社外取締役の負担や責務に応じて適切な水準の報酬とする観点の重要性が指摘されており、社外取締役についても、それぞれが異なる役割を担っていることを踏まえた形で、個別に報酬が定められる体制を原則とすべきであると考えられます。
- (4) なお、提案株主は、現状の当社社外取締役の報酬では「優秀な人材の確保は困難である」旨を主張していますが、現時点における当社の社外取締役が極めて有能な人材であることに疑いの余地はありません。また、会社提案に係る当社社外取締役候補者についても、本株主総会において社外取締役として選任された場合にはそれぞれが有する経歴やスキル等を踏ま

えて当社の企業価値向上に貢献いただけると期待して社外取締役候補者として決定した優秀な人材です。このように、社外取締役として有能な人材を確保することが困難になっているとの前提は誤りです。

- (5) なお、提案株主は、他社に対して社外取締役選任議案を株主提案として提出する際にも、(具体的な金額は本株主提案の金額と異なるものの)社外取締役の個別報酬額の決定に係る株主提案を提出している例が散見されます。これは、提案株主は、自身が提案する社外取締役の選任を目指しつつ、当該社外取締役の選任が成功した場合における報酬について、候補者打診の段階で一定の条件提示・保証をすることなどを通じて、当該社外取締役が提案株主の意向に沿うよう動機付けていることのあらわれの一つである可能性も否定できません。

2. 結論

以上を踏まえ、当社取締役会は、本報酬議案(議案3)に反対いたします。

四. 議題4「社外取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」に対する意見

1. 反対の理由

- (1) 当社では、2022年7月28日に開催した第53回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入する旨の決議をしておりますが、社外取締役については、同制度(譲渡制限付株式報酬制度)の対象外としております。上述「三. 1.」記載のとおり、現段階では、社外取締役の報酬として固定報酬としての基本報酬のみとする体系を採用しているところです。
- (2) 本株主提案のように、社外取締役に譲渡制限付株式報酬を支給することに対しては、世界的に見ても、その是非について多くの議論が存在するところと認識しており、そもそもの妥当性も検討される必要があると考えられます。実際、現段階においては、国内の多くの機関投資家の議決権行使基準においても、このような株式報酬議案については、原則として反対することとされています。
- (3) なお、上述「三. 1. (5)」と類似して、提案株主は、他社に対して社外取締役選任議案を株主提案として提出する際、(具体的な金額は本株主提案の金額と異なるものの)社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定に係る株主提案を提出している例が散見されます。これは、提案株主は、自身が提案する社外取締役の選任を目指しつつ、当該社外取締役の選任が成功した場合における報酬について、候補者打診の段階で一定の条件提示・保証をすることなどを通じて、当該社外取締役が提案株主の意向に沿うよう動機付けていることのあらわれの一つである可能性も否定できません。
- (4) 以上からすれば、少なくとも現段階においては、社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬を積極導入する共通認識は醸成されておらず、当社においても、指名・報酬等諮問委員会を中心に今後の報酬設計に関する議論を注視していくことが妥当であり、あえてこれを実行すべき必要は認められないと考えられます。
- (5) なお、会社提案の社外取締役候補者からは、仮に自身の選任議案が可決され、かつ議題4が可決された場合であっても、譲渡制限付株式報酬を受ける意思が無い旨を確認しております。そのため、仮に議題4が可決された場合、譲渡制限付株式報酬は、提案株主が提案する社外取締役候補者に対してのみ付与されることとなります。

2. 結論

以上を踏まえ、当社取締役会は、本報酬議案（議案4）に反対いたします。

五. 結論

以上の各検討を踏まえ、当社取締役会は、本株主提案のすべての議題・議案に反対いたします。

以上

別紙2 「会社提案に係る取締役候補者の概要」

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席 状況 (2023年度)
1	大谷 喜一	男性	代表取締役社長	再任	12回中12回 (100%)
2	首藤 正一	男性	代表取締役専務 開発統括及び医薬運営統括管掌	再任	12回中12回 (100%)
3	水島 利英	男性	代表取締役専務 物販運営統括、業務サポート 及びデジタル推進管掌	再任	12回中12回 (100%)
4	大石 美也	女性	代表取締役専務 渉外担当	再任	12回中12回 (100%)
5	木明 理絵子	女性	取締役 人事本部長	再任	12回中12回 (100%)
6	高倉 信行	男性	取締役 リスクマネジメント管掌	再任	10回中10回 (100%)
7	遠藤 典子	女性	社外取締役	再任 社外 独立	12回中11回 (92%)
8	栗山 英樹	男性	社外取締役	再任 社外 独立	12回中10回 (83%)
9	綿引 万里子	女性	—	新任 社外 独立	—
10	服部 暢達	男性	—	新任 社外 独立	—
11	木村 成樹	男性	—	新任 社外 独立	—

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

おお たい き い ち
大谷 喜一 (1951年7月19日生) 男性

再任



所有する当社の株式数
3,239,704株

本株主総会終結時の在任期間
44年

取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 7月	株式会社オータニ（現当社） 代表取締役社長	1983年 7月	同社代表取締役社長
1981年11月	株式会社第一臨床検査センター （旭川市、現当社）設立、取締役	1985年 5月	当社常務取締役
		1988年 5月	当社代表取締役社長（現任）

選任理由

常に優れたリーダーシップと決断力を発揮し会社を牽引しており、当社グループの調剤薬局事業を日本最大規模へと成長させるに至りました。積極的な事業拡大を推進し、24/4期時点で24期連続増収を実現しております。また、サステナビリティ委員会委員長としてサステナビリティ経営を推進し、企業価値向上に大きく貢献しております。

経営経験、財務・金融、サステナビリティ経営及び両事業における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **2**

しゅ どう しょう いち
首藤 正一 (1959年11月16日生) 男性

再任



所有する当社の株式数
10,089株
本株主総会終結時の在任期間
24年
取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1982年 3 月	株式会社第一臨床検査センター (旭川市、現当社) 入社	2015年11月	当社代表取締役専務 (現任)、開発統括管掌
1991年 5 月	当社経営企画室長	2020年 5 月	一般社団法人日本保険薬局協会 (NPhA) 会長
1994年 6 月	株式会社アインメディカルシステムズ (現当社) 取締役管理本部長	2023年11月	株式会社アインファーマシーズ 代表取締役社長 (現任)
2000年 2 月	当社医薬事業部関西営業部長	2023年12月	当社開発統括管掌 兼 医薬運営統括本部長
2000年 7 月	当社取締役	2024年 5 月	当社開発統括及び医薬運営統括管掌 (現任)
2003年 5 月	当社常務取締役		
2004年 5 月	当社医薬事業部長		
2012年 5 月	当社専務取締役		

選任理由

当社経営企画室長を経て、ファーマシー事業の責任者として、また、M&Aを含めた店舗開発責任者として投資の意思決定を担い、幅広い人脈と高い調整力により当社グループの事業拡大に大きく貢献してきました。

経営経験、財務・金融及びファーマシー事業における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **3**

みずしま としひで
水島 利英 (1960年3月10日生) 男性

再任



所有する当社の株式数
28,089株

本株主総会終結時の在任期間
24年

取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1986年4月	株式会社オータニ (現当社) 入社	2015年11月	当社代表取締役専務 (現任)、 運営統括及び業務サポート管掌
2000年5月	当社物販事業部ドラッグストア 部長	2018年7月	当社運営統括、業務サポート 及びIT統括管掌
2000年7月	当社取締役	2020年5月	当社運営統括、業務サポート 及びデジタル推進管掌
2001年2月	当社物販事業部長	2023年12月	当社物販運営統括、業務サポート 及びデジタル推進管掌 (現任)
2003年5月	当社常務取締役		
2012年5月	当社専務取締役、管理本部長		
2012年11月	株式会社ホールセールスターズ 代表取締役社長 (現任)		

選任理由

当社ファーマシー事業及びリテール事業の運営、業務サポート管掌として強いリーダーシップと決断力により、業務改善プロジェクトやデジタル分野の適正な推進を行い、両事業における生産性向上に大きく貢献してきました。また、サステナビリティ委員会副委員長としてサステナビリティ経営を推進し、企業価値向上に貢献しております。

経営経験、財務・金融、サステナビリティ経営及び両事業における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **4**

お お い し み や
大石 美也 (1960年8月7日生) 女性

再任



所有する当社の株式数
7,456株

本株主総会終結時の在任期間
12年

取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1993年 7月	株式会社ダイチク取締役 (現任)	2014年 7月	当社常務取締役
2007年 5月	同社常務取締役	2015年11月	当社運営統括本部長
2008年 7月	同社代表取締役社長		株式会社インファーマシーズ 代表取締役社長
2011年 4月	株式会社アインメディカルシステムズ (現当社) 代表取締役副社長	2019年 5月	当社医薬運営統括管掌
2012年 2月	同社代表取締役社長	2021年 7月	当社医薬運営統括本部長
2012年 7月	当社取締役、医薬事業部副事業部長	2023年 5月	株式会社インファーマシーズ 取締役 (現任)
		2023年 7月	当社代表取締役専務、渉外担当 (現任)

選任理由

当社主要子会社の代表取締役社長及びファーマシー事業の責任者として、実践的・多角的な視点から優れたリーダーシップと強い責任感を発揮し、当社グループの事業規模拡大に大きく貢献してきました。また、マテリアリティのファーマシー事業担当責任者として、企業価値向上に貢献してきました。

経営経験、サステナビリティ経営及び両事業における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **5**

木明 理絵子 (1962年2月26日生) 女性

再任



所有する当社の株式数
6,325株

本株主総会終結時の在任期間
10年

取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1995年12月	株式会社第一臨床検査センター (札幌市、現当社) 入社	2014年7月	当社取締役 (現任)
2003年5月	当社物販事業部商品部長	2015年9月	株式会社アユーラボラトリーズ 代表取締役副社長
2004年5月	当社管理本部人事部長	2016年7月	同社代表取締役社長
2009年5月	当社物販事業部長 兼 商品部長	2018年2月	株式会社インファーマシーズ 取締役 (現任)
2009年8月	当社執行役員	2018年7月	当社人事管掌
2013年5月	当社人事担当	2022年5月	当社人事本部長 (現任)

選任理由

当社リテール事業責任者を経て、人事本部長として人的資本投資、社員エンゲージメント向上のための組織構築及び人事制度刷新において高い企画力とリーダーシップを発揮し、企業価値向上に大きく貢献してきました。また、女性活躍の推進に努め、主要子会社においてえるぼし認定、プラチナくるみん認定の取得に至りました。

経営経験、サステナビリティ経営及びリテール事業における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **6**

たか くら のぶ ゆき
高倉 信行 (1957年1月14日生) 男性

再任



所有する当社の株式数

1,198株

本株主総会終結時の在任期間

1年

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月	厚生省 (現厚生労働省) 入省	2014年4月	同社グループ理事、CSR最高責任者補佐 (特命担当)
2002年8月	厚生労働省医政局経済課長		
2004年7月	厚生労働省年金局年金課長	2016年4月	同社グループ執行役員、CSR最高責任者 兼 経営監査部担当 兼 事業所活用担当役員
2007年8月	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長	2017年4月	同社グループ執行役員、CSR管掌 経営監査部担当
2009年7月	厚生労働省大臣官房国際課長	2019年4月	同社顧問 (非常勤)
2010年7月	総務省大臣官房審議官 (公営企業担当)	2020年4月	当社顧問
2011年7月	総務省消防庁審議官	2020年7月	株式会社アインファーマシーズ 専務取締役 (現任)
2012年9月	厚生労働省大臣官房年金管理審議官	2023年7月	当社取締役、リスクマネジメント管掌 (現任)
2013年7月	厚生労働省退官		
2013年10月	帝人株式会社特別参与		

選任理由

CSRの豊富な知見を有しており、当社マテリアリティ特定をはじめサステナビリティ経営の体系化において中核的な役割を果たしました。また、当社リスクマネジメント管掌としてリスクマネジメント・コンプライアンス強化を推進しており、企業価値向上に大きく貢献しています。法務・コンプライアンス及びサステナビリティ経営における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 **7**

えん どう のり こ 遠藤 典子 戸籍上の氏名：辻廣 典子
(1968年5月6日生) 女性

再任 **社外** **独立**



所有する当社の株式数
200株
本株主総会終結時の在任期間
6年
取締役会出席状況
11/12回 (92%)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年 6 月	株式会社ダイヤモンド社入社	2020年 4 月	慶應義塾大学グローバルリサーチ チンSTITUTE特任教授 (現任)
2006年 3 月	株式会社ダイヤモンド社週刊ダ イヤモンド編集部副編集長	2021年 3 月	テックポイント・インク社外取 締役
2013年 9 月	東京大学 政策・ビジョン研究 センター客員研究員	2021年 6 月	ジャパンエレベーターサービス ホールディングス株式会社社外 取締役 (現任)
2015年 4 月	慶應義塾大学大学院 政策・メ ディア研究科特任教授	2022年 6 月	日本電信電話株式会社社外取締 役 (現任)
2018年 7 月	当社社外取締役 (現任)	2024年 4 月	早稲田大学研究院教授 (現任)
2019年 6 月	阪急阪神ホールディングス株式 会社社外取締役 (現任)		

選任理由及び期待される役割の概要

経済誌編集者として小売・流通業を含めた多数の分野を担当し、その取材活動を通して多くの知見を有しております。また、エネルギー政策に関する公共政策研究を行う等、エネルギー・環境問題に造詣があり、幅広い知識を有しております。加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験から、IT・通信、鉄道、不動産事業等の企業経営に関する深い知見を有しており、当社社外取締役就任以降は、当社取締役会等において主に事業戦略、コンプライアンスに関して助言いただいております。

財務・金融、法務・コンプライアンス、サステナビリティ経営における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。

独立性を有すると判断した理由

株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしており、高い独立性を有しております。なお、同氏は、2018年5月まで当社と顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は年額1,000万円以下であり、上記基準を満たしております。

候補者番号 8

くりやま ひでき
栗山 英樹 (1961年4月26日生) 男性

再任 社外 独立



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年4月	白鷗大学助教授	2022年4月	北海学園大学特任教授（現任）
2008年4月	同大学教授（現任）	2022年7月	当社社外取締役（現任）
2011年11月	北海道日本ハムファイターズ監督	2024年1月	北海道日本ハムファイターズ チーフ・ベースボール・オフィ サー（現任）
2021年11月	野球日本代表監督		
2022年1月	北海道日本ハムファイターズ プロフェッサー		

所有する当社の株式数
一株

本株主総会終結時の在任期間
2年

取締役会出席状況
10/12回 (83%)

選任理由及び期待される役割の概要

プロ野球球団及び野球日本代表の監督並びに大学の経営学部で教授を務める等、組織におけるガバナンスや人材育成に関する幅広い知見を有しており、当社社外取締役就任以降は、当社取締役会等において主に人的資本投資の観点から助言いただいております。

組織におけるガバナンスや人的資本等のサステナビリティ経営における知見を有しており、引き続き、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。

独立性を有すると判断した理由

株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしており、高い独立性を有しております。

候補者番号 9

わた ひき まり こ
綿引 万里子 (1955年5月2日生) 女性

新任 **社外** **独立**



所有する当社の株式数

一株

本株主総会終結時の在任期間

一年

取締役会出席状況

-/-回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	東京地方裁判所判事補	2022年6月	同社社外取締役、指名委員会委員 兼 ガバナンス委員会委員 兼 報酬委員会委員
2009年3月	最高裁判所上席調査官（民事）		
2012年3月	宇都宮地方裁判所所長		
2014年7月	横浜家庭裁判所所長	2022年10月	株式会社大広有識者委員会委員長
2015年6月	東京高等裁判所判事（部統括）		
2016年4月	札幌高等裁判所長官	2023年6月	株式会社LIXIL社外取締役、報酬委員会委員長 兼 指名委員会委員 兼 ガバナンス委員会委員
2018年9月	名古屋高等裁判所長官		
2020年8月	弁護士登録	2023年8月	日本大学第三者調査委員会委員長
2020年8月	岡村総合法律事務所 入所（現任）	2024年6月	株式会社LIXIL社外取締役、指名委員会委員長 兼 報酬委員会委員 兼 ガバナンス委員会委員（現任）
2021年6月	株式会社東芝社外取締役		
2021年6月	株式会社LIXIL社外取締役、指名委員会委員 兼 ガバナンス委員会委員	2024年6月	公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）理事長（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

裁判官として長年の経験を有し、企業法務、労働問題にかかわる事案を含む多くの民事事件の解決にあたってきたことに加え、複数の高等裁判所の長官を歴任し、コンプライアンス・ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営に関わってきた実績を有しております。また、第三者調査委員会委員長の経験も有しており、法務・コンプライアンスに関する知見から、当社経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。

独立性を有すると判断した理由

株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしており、高い独立性を有しております。

候補者番号 **10**

は っ と り の ぶ み ち
服部 暢達 (1957年12月25日生) 男性

新任 **社外** **独立**



所有する当社の株式数
-株
本株主総会終結時の在任期間
-年
取締役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

- | | | | |
|----------|---|----------|---|
| 1981年 4月 | 日産自動車株式会社入社 | 2006年10月 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 |
| 1989年 6月 | ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー ニューヨーク本社入社 | 2009年 4月 | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 (現 経営管理研究科) 客員教授 (現任) |
| 1998年11月 | ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) マネージング・ディレクター | 2015年 3月 | フロンティア・マネジメント株式会社社外監査役 |
| 2003年10月 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員助教授 | 2015年 6月 | 株式会社博報堂DYホールディングス社外取締役 (現任) |
| 2005年 6月 | みらかホールディングス株式会社 (現 H.U.グループホールディングス株式会社) 社外取締役 | 2016年 7月 | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科特別招聘教授 |
| 2005年11月 | 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 (現任) | 2017年 4月 | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授 (現任) |

選任理由及び期待される役割の概要

米系大手投資銀行において、M&Aアドバイザリー業務を統括した経験を経て、現在は大学院においてM&Aと企業価値評価等について教鞭をとられており、資本市場における企業価値評価に造詣があり、加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験から、小売等の企業経営に関する深い知見を有しております。
財務・金融における知見を有しており、当社経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。

独立性を有すると判断した理由

株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしており、高い独立性を有しております。

候補者番号 **11**

木村 成樹 (1962年3月16日生) 男性

新任 **社外** **独立**



所有する当社の株式数

一株

本株主総会終結時の在任期間

一年

取締役会出席状況

-/-回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社	2019年 7月	当社社外取締役退任
2013年 5月	同社会計管理本部長 兼 企業行動推進室長	2020年 3月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス関係会社ガバナンス担当
2014年 3月	同社執行役員		株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役専務執行役員、管理本部長
2016年 5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス秘書室シニアオフィサー	2020年 4月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス社長室担当 兼 グループ連携担当
2016年12月	同社執行役員、経営推進部シニアオフィサー	2022年 5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役退任
2017年 7月	当社社外取締役	2024年 3月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役副社長、管理本部長（現任）
2019年 3月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス人事企画本部長		
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役		
2019年 5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役		

選任理由及び期待される役割の概要

大手小売業の取締役として、経営者としての豊富な知見を有するとともに、会計管理及びリスク管理等に関する幅広い知見・経験を有しております。また、同氏は2017年7月から2019年7月まで当社社外取締役に就任しており、その間の取締役会等において主に財務、コンプライアンス、ガバナンスに関して助言いただきました。

経営経験、財務・金融、法務・コンプライアンス及びリテール事業における知見を有しており、経営方針・企業戦略の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。

独立性を有すると判断した理由

株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしており、高い独立性を有しております。なお、同氏が取締役である株式会社セブン-イレブン・ジャパンと当社子会社は、不動産の賃借等の取引がありますが、その取引額は双方ともに年間連結売上高の1%未満であり、上記基準を満たしております。

(注) 独立役員

遠藤典子、栗山英樹、綿引万里子、服部暢達及び木村成樹氏の5氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は遠藤典子及び栗山英樹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、綿引万里子、服部暢達及び木村成樹の3氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、遠藤典子、栗山英樹、綿引万里子、服部暢達及び木村成樹の5氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」並びに「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れがないものと判断する軽微基準」を満たしております。

【ご参考】 当社のスキルセット並びに本株主総会後の取締役及び監査役の主なスキル

当社は、取締役会で必要とするスキルセットについて、ファーマシー事業とリテール事業を両軸とした事業成長を経営戦略としていること、また、中長期的な企業価値向上に資する監督機能を備えるためのスキルについて、指名・報酬等諮問委員会での審議を経て取締役会で検討しております。今般、スキルセットについて一部見直しを行い、「財務・金融」のスキルの内容に「M&Aを含む投資意思決定等の財務戦略経験」を追加するとともに、「法務・リスクマネジメント」については「法務・コンプライアンス」へと変更し、以下のとおり特定しております。

必要なスキル	スキルの内容	選定の理由
経営経験	上場企業又は中核事業会社の経営経験	中長期的な企業価値向上のための適切な経営戦略の構築及び経営陣による執行への実効的な監督に必要なため
財務・金融	公認会計士資格保有、税理士資格保有、金融機関・経理部門の業務経験、M&Aを含む投資意思決定等の財務戦略経験	健全な経営の実現及び経営戦略と連動した財務戦略の推進に必要なため
法務・コンプライアンス	弁護士資格保有、監査役経験、法務・リスク管理・内部監査・コンプライアンス部門での業務経験、専門知見保有	企業活動におけるさまざまなリスクとコンプライアンスの的確な認識と管理が適切なマネジメントの実行に必要なため
サステナビリティ経営	人的資本・環境保護等のサステナビリティ経営に関する業務・マネジメント経験、専門知見保有	持続可能な事業の発展と中長期的な企業価値向上の実現のための適切な経営戦略の推進に必要なため
ファーマシー事業	市場開発（店舗営業・開発・新規取り組み等）、医療政策（法規等の改正を見据えた戦略策定、運営）等ファーマシー事業に関する知識・経験	医療業界における保険制度及び法的規制等の事業領域全般を俯瞰し、業務執行の実効的な監督に必要なため
リテール事業	市場・商品開発、ブランド育成等、リテール事業に関する知識・経験	小売業界における市場動向等の事業領域全般を俯瞰し、業務執行の実効的な監督に必要なため

会社提案議案が原案どおり承認可決された場合における、本株主総会後の取締役及び監査役の主なスキルは以下のとおりです。

氏名	独立性 (社外のみ)	経営経験	財務・金融	法務・ コンプライ アンス	サステナビ リティ経営	ファーマシー 事業	リテール 事業
代表取締役社長 大谷 喜一	—	●	●		●	●	●
代表取締役専務 首藤 正一	—	●	●			●	
代表取締役専務 水島 利英	—	●	●		●	●	●
代表取締役専務 大石 美也	—	●			●	●	●
取締役 木明 理絵子	—	●			●		●
取締役 高倉 信行	—			●	●		
社外取締役 遠藤 典子	●		●	●	●		
社外取締役 栗山 英樹	●				●		
社外取締役 綿引 万里子	●			●			
社外取締役 服部 暢達	●		●				
社外取締役 木村 成樹	●	●	●	●			●
常勤監査役 川村 幸一	—		●	●			
社外監査役 佐野 綾子	●		●	●			
社外監査役 水谷 美奈子	●		●				

(注) 当社が期待するスキルを示しているものであり、保有されるすべてのスキルを示すものではありません。

スキルの根拠となる経験等

経営経験：当社代表取締役社長／財務・金融：代表取締役として財務戦略を推進／サステナビリティ経営：サステナビリティ委員会委員長としてサステナビリティ経営を推進／ファーマシー事業：薬剤師資格保有、薬局事業を創業し事業を拡大／リテール事業：ドラッグストア事業を創業し事業を拡大

経営経験：当社代表取締役、株式会社アインファーマシーズ代表取締役社長／財務・金融：当社開発統括管掌／ファーマシー事業：当社医薬運営統括管掌

経営経験：当社代表取締役／財務・金融：当社業務サポート管掌として財務戦略を推進／サステナビリティ経営：サステナビリティ委員会副委員長としてサステナビリティ経営を推進／ファーマシー事業：当社運営統括管掌の経験、株式会社ホールセールスターズ代表取締役社長／リテール事業：当社物販運営統括管掌

経営経験：当社代表取締役、株式会社アインファーマシーズ代表取締役社長の経験／サステナビリティ経営：マテリアリティ「地域医療への貢献」、「安全・安心と信頼」、「健全な経営基盤」、「地域社会・取引先との連携」の担当責任者として取り組みを推進した経験／ファーマシー事業：薬剤師資格保有、当社医薬運営統括本部長の経験／リテール事業：株式会社アインファーマシーズ代表取締役社長の経験

経営経験：当社取締役、株式会社アユーララボトリーズ代表取締役社長の経験／サステナビリティ経営：当社人事本部長としてダイバーシティ及び女性活躍推進を主導／リテール事業：当社物販事業部長及び株式会社アユーララボトリーズ代表取締役社長の経験

法務・コンプライアンス：当社リスクマネジメント管掌、帯人グループCSR最高責任者及びCSR管掌として同グループのコンプライアンスやリスクマネジメントに関してCSRの視点から対応を主導した経験／サステナビリティ経営：当社サステナビリティ経営の体系化において中核的な役割を担った経験、帯人グループCSR最高責任者及びCSR管掌として同グループのCSR推進を主導した経験

財務・金融：経済誌編集者としての経歴から国際金融・財政政策・マクロ経済等の知見／法務・コンプライアンス：大学においてリスク・セキュリティガバナンスを研究／サステナビリティ経営：公共政策研究（エネルギー分野）を通じたエネルギー・環境問題への知見

サステナビリティ経営：プロ野球チーム監督及び野球日本代表監督として人材育成に尽力した経験から組織におけるガバナンスや人的資本等の知見

法務・コンプライアンス：弁護士資格保有、裁判官経験

財務・金融：ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）マネージング・ディレクターの経験、一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授の経験、早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授、慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授

経営経験：株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役の経験、株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役／財務・金融：株式会社セブン-イレブン・ジャパン会計管理本部長の経験、同社管理本部長／法務・コンプライアンス：株式会社セブン-イレブン・ジャパン管理本部長／リテール事業：株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役の経験、株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役

財務・金融：株式会社アインメディカルシステムズ（現当社）経理部長及び同社監査役の経験、当社常勤監査役／法務・コンプライアンス：当社総務部長の経験、当社常勤監査役

財務・金融：ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）勤務経験、税理士業務／法務・コンプライアンス：弁護士資格保有、他社社外取締役としてリスク案件レビューチームの経験、他社社外監査役

財務・金融：税理士資格保有

別添「本株主提案書面」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

議題1：取締役2名解任の件

議題2：取締役4名選任の件

議題3：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

議題4：社外取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：取締役2名解任の件

議題1及び議題2の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりである。当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されている可能性に鑑み、議題1及び議題2にかかる議案の提案の理由の合計の字数を2,400字以内に収めている。

2024年4月18日付け当社プレスリリースなどでも公表されているとおり、昨年当社及び当社子会社の元取締役（以下「被告人ら」という。）が、公契約関係競売等妨害罪の被疑事実により逮捕起訴され、その後有罪判決を言い渡された（被告人らは、その後控訴している。）。当社は、2023年10月5日に調査チームを立ち上げたとするが、当該事実を被告人らが有罪判決を言い渡されたことを受けて出された2024年4月18日付けのプレスリリースまで、半年以上に亘りその事実を公表しなかった。その調査委員会は、第三者委員会ガイドラインや不祥事対応プリンシプルに則った第三者委員会とは呼称できない「調査チーム」にすぎず、真に客観性・中立性・専門性の確保された調査がなされた保証はない。

コーポレート・ガバナンスの観点からも、今般の不祥事は当社が抱える重大な問題を如実に表すものとなった。たとえば、調査報告書において、当社及び当社子会社の営業手法について、「場合によっては違法行為と評価されたり、そうでなくとも競合他社のみならず社会的にも不当・不適切な行為との評価を受け非難を浴びたりする可能性のある、レピュテーションリスクの大きな営業手法」と指摘されたばかりか、X案件やY案件といった本件事案以外の案件においても、かような差し替えを伴う営業手法が用いられた事実も明らかとなった。

加えて、調査報告書において、当社の「敷地内薬局事業における出店のための営業活動に関する法務・コンプライアンスリスクについては[...]取締役会での具体的な検討や管理・監督はほとんど行われてこ[なかった]」こと、つまり取締役会が実効的なコーポレート・ガバナンスの構築に失敗していたことや、社外役員によるガバナンスの強化が再発防止策として示されている。社外役員のガバナンス機能の強化が再発防止策として指摘されたことは、裏返せば、これまでの社外取締役によるガバナンスが不十分であったことを示すものであるが、当社においては、長きに亘って、実質的な独立性を欠く者が当社の「独立役員」として取締役を務めてきており、これまで当社において有効にガバナンスが発揮されてきたとは言い難い。それが今般の不祥事発生の一因になったとも考えられ、真にガバナンス機能を発揮できる有能な人材を社外役員として起用した上で、可及的速やかにコーポレート・ガバナンス体制を再建することが求められる。

例えば、山添氏は、1999年に当社に資本参画し、以来密接な関係を築いてきた丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）において長年勤務し、代表取締役副社長・副会長まで務めた。当社においては、1999年から現在に至るまで継続的に丸紅出身者を少なくとも7人以上役員として受け入れている。山添氏は、丸紅出身者という縁故により当社の取締役の地位にあり、株主共同の利益よりも、当社と取引関係を有する丸紅の利益を優先させる利益相反状況にある。

更には、山添氏は、過去にフジテック株式会社の独立社外取締役を務めていたが、当時、創業家一族との間の関連当事者取引に関し、企業統治上の問題点が指摘されたため、同氏は、独立社外取締役として、主導的立場で調査を実施し、その結果、取締役会議長として法的にも企業統治上も問題無いとの取締役会決議を導き出した。その後、当該決議に繋がる調査が不十分であるとの指摘を受け、第三者委員会による追加調査が必要となったが、同第三者委員会は、同社との信頼関係が構築できないことを理由に調査を途中で断念するという異常事態が発生した。さらには、株主提案に係る社外取締役候補者に対して、名誉毀損的行為や威迫その他の働

きかけが行われたとの疑惑行為の一部に同社役員等との関与があったことを同社自身認めている。これらの事象は、いずれも山添氏が同社の社外取締役として、監督責任を發揮すべき時期に発生したものであり、同氏の独立社外取締役としての資質の欠如を端的に物語っている。

また、伊藤氏は、当社と2008年から資本業務提携関係にある株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「セブン&アイ」という）の代表取締役を務めている。丸紅と同様、同氏が社外取締役を務める以前から、セブン&アイ出身者が複数世代に亘って当社の取締役を務めてきた。かかる状況を踏まえると、伊藤氏は、山添氏と同様に、資本業務提携先としてのセブン&アイの利益を優先させかねず、当社及び当社の一般株主との関係において利益相反状況にある。そもそも、社外取締役は、経営陣から独立した存在として、少数株主を含むすべての株主に共通する株主共同の利益を代弁する立場が求められるにもかかわらず、実質的な独立性を欠く状況にある。

当社においては、被告人らが当社の業務に関連して公契約関係競争入札妨害の罪で逮捕・起訴され、第一審で有罪判決が言い渡されるという由々しき事態が発生しており、コーポレート・ガバナンス体制の抜本的な改善が喫緊の課題である。かかる状況下において、山添氏や伊藤氏は、社外取締役としてガバナンス機能を十分に發揮するための前提たる実質的な独立性を欠くだけでなく、山添氏に関しては監督責任を担う資質に欠けることが過去の事案で示されている。両名が「独立」社外取締役としての地位を保ち続けることは、当社にとって有害ですらあるため、山添氏と伊藤氏を即刻解任する必要がある。

また、当社において、長きに亘って実質的な独立性を欠く者が「独立」社外取締役を務めてきた中で今般のような不祥事が起きたことを踏まえると、業務資本提携先の出身者以外の者の中から、当社と特別の利害関係がなく、かつ関連領域の高い専門性と経験を有しており、当社の企業価値向上に貢献する者を当社の社外取締役に選任する必要性が特に高まっている。かかる目的を達成するために、オアシスは吉武一氏、前田正吾氏、Alexander Dmitrenko氏及び新森健之氏を取締役として推薦する。

(1) 議案1

(ア) 議案の要領

取締役 山添茂氏を解任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

(2) 議案2

(ア) 議案の要領

取締役 伊藤順朗氏を解任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

2. 議題2：取締役4名選任の件

議題2の各議案に共通する提案の理由は前記のとおりである。なお、各候補者からは当社取締役に就任することにつき承諾を得ている。また、本株主提案の議案2は、各候補者を個別に選任することを求めるものである。

(1) 議案1

(ア) 議案の要領

吉武 一（よしたけ はじめ）を取締役として選任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案の理由のとおり

(ウ) 候補者の略歴等

吉武 一（よしたけ はじめ）	1956年7月1日生
	所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1979年4月	株式会社協和銀行（現：株式会社りそな銀行） 入行
1991年4月	株式会社協和埼玉銀行 ニューヨーク支店 課長
2002年4月	日本ユニシス株式会社（現：BIPROGY株式会社） 入社
2007年10月	明治大学専門職大学院 兼任講師（現任）
2008年6月	日本内部監査協会 理事（現任）
2009年6月	株式会社りそなホールディングス 執行役 内部監査部長

2011年6月	株式会社埼玉りそな銀行 常勤監査役
2013年4月	日本大学法学部 非常勤講師
2016年6月	太陽誘電株式会社 常勤社外監査役
2021年5月	特定非営利活動法人ジャパンプラットフォーム 顧問
2023年7月	The Institute of Internal Auditors, Inc. Special Advisor to International Internal Audit Standards Board
2024年5月	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 監事 (現任)
2024年7月	The Institute of Internal Auditors, Inc. Institute Relations Committee Member (2024年7月就任予定)
	<p><重要な兼職の状況> 明治大学専門職大学院 兼任講師 日本内部監査協会 理事 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 監事 The Institute of Internal Auditors, Inc. Institute Relations Committee Member</p>
(特別利害関係の有無) 吉武 一氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>吉武氏は、民間企業における長年に亘る監査役としての経験や、内部監査のプロフェッショナルとして教育機関での教職や日本内部監査協会の理事も歴任し、日本における内部監査及び関連する諸分野を牽引してきた。のみならず、大手金融機関や大手 IT ベンダーにおける勤務経験から融資、財務・金融や IT・DX に対する知見も豊富である。</p> <p>当社の取締役や子会社取締役が逮捕された事案について、その調査報告書において当該事案について、内部監査室が必要な監査や指摘をしてこなかったことが認定されるなど、内部監査を含めた全社的なコーポレート・ガバナンス体制の抜本的な改善が必要であるところ、吉武氏は、上記した長年に亘って培った内部監査を含む、コーポレート・ガバナンスに関する知見と経験を有し、当社の経営に対して有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。</p> <p>以上の理由から、オアシスは、吉武氏を取締役候補者とすることを提案する。</p>	

(注) 吉武 一 (よしたけ はじめ) 氏は社外取締役候補者である。

(2) 議案2

(ア) 議案の要領

前田 正吾 (まえだ しょうご) を取締役として選任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案の理由のとおり

(ウ) 候補者の略歴等

前田 正吾 (まえだ しょうご)	1957年1月1日生
	所有する当社の株式数: 0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1981年7月	野村証券株式会社 入社 海外投資顧問室日本株アナリスト
1985年10月	マニュファクチュラーズ・ハノバートラスト ニューヨーク本店 インベストメントバンキンググループ
1987年11月	野村投資顧問株式会社 (現: 野村アセットマネジメント株式会社)
1989年9月	同社 シニアポートフォリオマネージャー
1994年9月	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 日本株式総責任者
2002年4月	同社 取締役アジア太平洋株式CIO 兼日本株式ヘッド
2006年1月	シュローダー・インベストメント・マネジメント 日本株式運用統括
2012年12月	同社 取締役日本株式運用統括
2018年3月	公益財団法人グルー・バンク rooftop 基金 業務執行理事 (現任)
	<p><重要な兼職の状況> 公益財団法人グルー・バンク rooftop 基金 業務執行理事</p>
(特別利害関係の有無) 前田氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>前田氏は、様々な金融機関において、取締役などの重要な役職を歴任し、金融全般、特に資本市場に対して深い知見を有する。</p> <p>当社の株価は、長きに亘って低迷し、株主総利回り (TSR) も中長期的に TOPIX を大幅に下回って</p>	

る。また、当社においては取締役やその子会社の取締役が逮捕されるという異常事態にあっても、当該事案についてどのような調査が行われているのかなどについて投資家への適切な開示が遅れるなど、株主との対話が不十分であった。このような中で金融や資本市場に対して深い知見を有する前田氏は当社の経営に対して、特に適切なM&Aの実施や事業への投資だけでなく、業界再編の推進や対応が当社にとって重要な経営課題となる中で、企業価値向上に資する施策の検討や、株主との適切な対話などにおいて、当社に対して有益な助言と監督を提供することが期待できる。

以上の理由から、オアシスは、前田氏を取締役候補者とすることを提案する。

(注) 前田 正吾 (マエダ ショウゴ) 氏は社外取締役候補者である。

(3) 議案3

(ア) 議案の要領

Alexander Dmitrenko (アレクサンダー ドミトレンコ) を取締役として選任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案の理由のとおり

(ウ) 候補者の略歴等

Alexander Dmitrenko (アレクサンダー ドミトレンコ)	1977年5月25日生 所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2001年3月	Roy Elliott O' Connor LLP 入所
2006年10月	Dewey & LeBoeuf LLP 入所
2009年10月	双日株式会社 入社
2013年7月	Debevoise & Plimpton LLP 入所
2015年9月	Freshfields Bruckhaus Deringer LLP 入所
2019年10月	同所 Counsel 兼 Head of Asia Sanctions
2019年11月	テンプレ大学法科大学院コンプライアンス・倫理センターアジア諮問委員会 ジャパン・サブコミッティ 議長 (現任)
2020年1月	同大学ジャパンキャンパス Adjunct Professor (現任)
2021年5月	Freshfields Bruckhaus Deringer LLP Head of Sanctions
2021年11月	Ashurst 次期パートナー
2022年1月	同所 パートナー (現任)
	<重要な兼職の状況> テンプレ大学ジャパンキャンパス Adjunct Professor テンプレ大学法科大学院コンプライアンス・倫理センターアジア諮問委員会 ジャパン・サブコミッティ 議長 Ashurst パートナー
(特別利害関係の有無) ドミトレンコ氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■ 取締役候補者とした理由	
ドミトレンコ氏は、日本の国内外において20年以上に亘る弁護士等としての法務経験を有し、アジア全域の企業、特に日本企業に対して国際取引、コンプライアンスや危機管理のあらゆる観点についてアドバイスを行った豊富な経験を持ち、テンプレ大学でも教鞭を取るなど、当該領域における多くの知見を持つ。当社はコーポレート・ガバナンス体制の抜本的改善が要求されるが中、ドミトレンコ氏は法務のみならず、事業戦略上の観点からも有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。	
加えて、性的マイノリティのための団体の代表理事や特定非営利活動法人東京英語いのちの電話の理事を務めるなど、各種非営利活動を通じて、ダイバーシティや人権問題などにおいても多くの知見を持つことなどから、当社の事業とも関連性が高いこの領域においても当社への貢献も期待できる。	
以上の理由から、オアシスは、ドミトレンコ氏を取締役候補者とすることを提案する。	

(注) Alexander Dmitrenko (アレクサンダー ドミトレンコ) 氏は社外取締役候補者である。

(4) 議案4

(ア) 議案の要領

新森健之 (しんもり けんじ) を取締役として選任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案の理由のとおり

(ウ) 候補者の略歴等

新森 健之 (しんもり けんじ)	1959年6月2日生
------------------	------------

	所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1982年4月	住友商事株式会社 入社
2006年4月	同社 人事部長
2010年4月	同社 ライフスタイル・リテイル事業副本部長
2011年4月	同社 ライフスタイル・リテイル事業本部長
2014年4月	同社 広報部長
2018年4月	同社 執行役員・広報部長
2019年4月	ジュピターショップチャンネル株式会社 代表取締役社長
2020年4月	住友商事株式会社 顧問
2022年4月	ジュピターショップチャンネル株式会社 特別顧問
2023年11月	スマイルシート協同組合 常務理事（現任）
	<重要な兼職の状況> スマイルシート協同組合 常務理事
（特別利害関係の有無）新森氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■ 取締役候補者とした理由	
<p>新森氏は、総合商社において長年に亘りコンシューマー事業を担当し、国内外での様々な形態でのコンシューマー事業における相当の経験と知見を有する。特に、住友商事のライフスタイル・リテイル事業本部長としてはドラッグストア事業であるトモズもその担当下に置くなど、当社の関連領域にも経験を有する。加えて、同社のコーポレート部門においても要職を歴任している。</p> <p>今般の不祥事によって、当社が戦略の柱としてきた院内薬局への注力について戦略的な見直しが必要となる可能性があり、また、当社の危機管理におけるステークホルダーとの対話の不十分さが指摘されている。このような中、新森氏はコンシューマー・医薬業界における知見や日本有数の大企業において広報部長等を歴任してきた経験から当社の経営や開示などに対して有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。</p> <p>以上の理由から、オアシスは、新森氏を取締役候補者とすることを提案する。</p>	

（注）新森健之（しんもり けんじ）氏は社外取締役候補者である。

3. 議題3：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

（ア）議案の要領

各社外取締役の固定報酬の額を、1人当たり、1事業年度につき10百万円とする。

（イ）提案の理由

創業者である大谷氏が強い影響力を有する取締役会の業務執行を適切に監督し、企業価値を向上させるためには、経験豊富で高い能力を有し、かつ、真に独立した者を社外取締役として選任すべきである。そのためには、社外取締役に対しその職責に見合う正当な報酬を支払わなければならない。しかし、当社の社外取締役に対する報酬は、過去複数年に亘り、平均して一人当たり約500万円弱にとどまる。このような低廉な報酬では、優秀な人材の確保は困難である。また、真に高い能力を有する人材にとって当社の社外取締役としてのポジションを魅力あるものにするためにも、報酬の予見可能性を高める必要性は高い。さらに、個人の受給額を予め株主総会で明確に定めることで、金額決定プロセスの透明性も確保され、社外取締役の独立性の担保にもつながる。そこで、オアシスは社外取締役1人当たりの固定報酬額を年額1,000万円とすることを提案する。

4. 議題4：社外取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

（ア）議案の要領

当社は、2022年7月28日開催の第53回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠の株式報酬として、社外取締役を除く取締役の年額50百万円以内、株式数の上限を50,000株以内とする譲渡制限付株式報酬（以下「現株式報酬制度」という。）を導入しているが、今般、現株式報酬制度をベースとしつつ、社外取締役を対象として、以下の内容の変更を加えた株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入する。なお、本制度は、2022年7月28日開催の第53回定時株主総会において承認を得た「第4号議案 取締役の報酬額改定の件」及び「第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」とは別枠の制度とする。

1) 本制度の内容

本制度に基づき社外取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5千万円以内とする。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとする。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とするものとする。

なお、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲内において、取締役会において決定するものとする。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。

2) 本割当契約の内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の社外取締役の地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の社外取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の社外取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の社外取締役の地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(イ) 提案の理由

当社は、現在、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入しているが、その適用対象は、社外取締役を除く取締役に限られている。しかし、経済産業省のガイドライン¹では、業績によって付与数が変動しない自社株報酬を付与することは、取締役会の一員としての当事者意識を持たせ、株主との目線を合わせる観点からも有力な選択肢とされている。昨年の当社取締役が逮捕・起訴され、第一審で有罪判決を言い渡されるという不祥事を勘案すると、当社は、抜本的なガバナンス改善が求められる局面にあり、また、今後の中長期的な成長のためにも、社外取締役を含む取締役が一体となり企業

¹ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」
(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/cgs/guideline2022.pdf) 65 頁参照

価値向上に向けた施策を積極果断に講じることが不可欠である。
多様性に富み、かつ、当事者意識をもった有能な人材を社外取締役として迎え入れる上で本制度の導入は必要である。

以上